

「埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（案）」に関する

パブリックコメント手続の結果

意見の募集期間令和元年11月1日～令和元年11月30日

意見の提出者数1人

意見の件数1件

意見の要旨の数1件

担当 給付課審査担当

電話048-833-3143（直通）

FAX048-833-3472

電子メール kyuufu@saitama-koukikourei.jp

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する広域連合の考え方について次のとおり公表いたします。

1 ≪条例の趣旨≫ についての意見等 番号	意見等の要旨	意見等に対する広域連合の考え方
1	第1条（目的）について、「この条例は、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行政運営に資することを目的とする。」の「もって公正かつ円滑な行政運営」の次に「及び市民生活の安心の確保」を追加すること。	本条例は広域連合の債権を適切に管理することを目的として制定するものです。広域連合の事務の執行につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律 第1条（目的）において、「国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ること」を目的としております。いただいた「市民生活の安心の確保」につきましては、法の趣旨に包含され、合致したものであると認識しております。

令和2・3年度保険料率ケース別最終試算結果（医療懇話会提出資料）

【均等割額を現行に維持】【剰余金活用額が前回と同額】

区分	現行(30・31)	【ケース1】	【ケース2】	【ケース3】	【ケース4】
		剰余金活用なし	剰余金(全額)活用	剰余金(一部)活用	剰余金(一部)活用
抑制財源活用額		— (残 162億円)	162億円 (残 0円)	152億円 (残 10億円)	107億円 (残 55億円)
均等割額	41,700円	45,280円	41,460円	41,700円	42,760円
現行との比較	—	3,580円	▲ 240円	0円	1,060円
所得割率	7.86%	8.78%	7.91%	7.96%	8.20%
現行との比較	—	0.92ポイント	0.05ポイント	0.10ポイント	0.34ポイント
1人当たり保険料額 (軽減前)	90,663円	98,445円	90,144円	90,657円	92,962円
現行との比較	—	7,782円	▲ 519円	▲ 6円	2,299円
1人当たり保険料額 (軽減後)	74,018円	83,026円	76,062円	76,481円	78,404円
現行との比較	—	9,008円	2,044円	2,463円	4,386円

- ※ 算定条件等
- 診療報酬改定率
- 予定保険料収納率
- 後期高齢者負担率
- 賦課割合等
- 賦課限度額

令和元年度：▲0.07% 令和2年度：0.10%

99.31%

11.41%

均等割：所得割

64万円

令和2年度：1.15654606088

所得係数

46:54

令和3年度：1.15101719588

令和2年度における収入(年金)額別の保険料額

(1)世帯構成:夫婦2人世帯(2人とも後期高齢被保険者)の場合

収入額	均等割軽減	新保険料額(A)	R01年度保険料額(B)	保険料額比較 (A)-(B)	備考
夫: 年金収入 80万円	7割軽減	12,500円	8,340円	4,160円	R1は8割軽減
妻: 年金収入 80万円	7割軽減	12,500円	8,340円	4,160円	R1は8割軽減
夫: 年金収入153万円	7.75割軽減	9,300円	6,250円	3,050円	R1は8.5割軽減
妻: 年金収入 80万円	7.75割軽減	9,300円	6,250円	3,050円	R1は8.5割軽減
夫: 年金収入168万円	7.75割軽減	21,300円	18,040円	3,260円	R1は8.5割軽減
妻: 年金収入 80万円	7.75割軽減	9,300円	6,250円	3,050円	R1は8.5割軽減
夫: 年金収入 225万円	5割軽減	78,100円	89,950円	△ 11,850円	R1は2割軽減 軽減判定基準 28.5万円
妻: 年金収入 80万円	5割軽減	20,800円	33,360円	△ 12,560円	R1は2割軽減 軽減判定基準 28.5万円
夫: 年金収入272万円	2割軽減	128,000円	135,200円	△ 7,200円	R1は軽減なし 軽減判定基準 52万円
妻: 年金収入 80万円	2割軽減	33,300円	41,700円	△ 8,400円	R1は軽減なし 軽減判定基準 52万円
夫: 年金収入300万円	軽減なし	158,700円	157,240円	1,460円	
妻: 年金収入 80万円	軽減なし	41,700円	41,700円	0円	
夫: 年金収入400万円	軽減なし	224,300円	222,080円	2,220円	
妻: 年金収入 80万円	軽減なし	41,700円	41,700円	0円	
夫: 年金収入600万円	軽減なし	358,900円	354,920円	3,980円	
妻: 年金収入 80万円	軽減なし	41,700円	41,700円	0円	
夫: 年金収入973万円	軽減なし	627,400円	620,000円	7,400円	R1賦課限度額到達
妻: 年金収入 80万円	軽減なし	41,700円	41,700円	0円	
夫: 年金収入990万円	軽減なし	640,000円	620,000円	20,000円	R2賦課限度額到達
妻: 年金収入 80万円	軽減なし	41,700円	41,700円	0円	

(2)世帯構成:被保険者単身世帯の場合

収入額	均等割軽減	新保険料額(A)	R01年度保険料額(B)	保険料額比較 (A)-(B)	備考
年金収入 80万円	7割軽減	12,500円	8,340円	4,160円	R1は8割軽減
年金収入153万円	7.75割軽減	9,300円	6,250円	3,050円	R1は8.5割軽減
年金収入168万円	7.75割軽減	21,300円	18,040円	3,260円	R1は8.5割軽減
年金収入196.5万円	5割軽減	55,400円	67,550円	△ 12,150円	R1は2割軽減 軽減判定基準 28.5万円
年金収入220万円	2割軽減	86,600円	94,360円	△ 7,760円	R1は軽減なし 軽減判定基準 52万円
年金収入300万円	軽減なし	158,700円	157,240円	1,460円	
年金収入400万円	軽減なし	224,300円	222,080円	2,220円	
年金収入600万円	軽減なし	358,900円	354,920円	3,980円	
年金収入973万円	軽減なし	627,400円	620,000円	7,400円	
年金収入990万円	軽減なし	640,000円	620,000円	20,000円	

均等割5割軽減、2割軽減拡充の影響について(令和2年度)

	5割軽減	2割軽減	合計
対象者数	8,031人	13,029人	21,060人
影響額(1人あたり)	12,510円	8,340円	—
影響額(全体)	100,467,810円	108,661,860円	209,129,670円

※ 改正参考例 【 夫婦とも被保険者で妻の年金収入 80 万円以下の夫の例 】

区分	基準所得金額	年金収入
5割軽減	(現 行)33万円+28万円×被保険者数	224万円以下
	(改正後)33万円+ <u>28.5万円</u> ×被保険者数	<u>225万円以下</u>
2割軽減	(現 行)33万円+51万円×被保険者数	270万円以下
	(改正後)33万円+ <u>52万円</u> ×被保険者数	<u>272万円以下</u>